

【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年8月6日
【報告者の氏名又は名称】	株式会社SCKホールディングス
【報告者の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	03-5793-2377
【事務連絡者氏名】	代表取締役 トーマス・マイルホーファー
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社SCKホールディングス (東京都千代田区丸の内一丁目5番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社SCKホールディングスをいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社シンプレクス・ホールディングスをいいます。
- (注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注7) 本書中の「株券等」とは、株式等に係る権利をいいます。
- (注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとし、
- (注9) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注10) 本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語で行われるものとし、本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語により作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとし、本書に含まれる全ての財務諸表は、日本の会計基準に基づいて作成されており、米国の会社の財務諸表と同等のものではありません。
- (注11) 本公開買付けは、日本で設立された会社である対象者の普通株式及び新株予約権を対象としております。本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、日本以外の管轄地における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。

- (注12) 本公開買付けは、日本において設立された会社である公開買付者により行われるものです。また、本公開買付けは、日本において設立され、日本でのみ株式上場している対象者の有価証券に関するものです。したがって、本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されます。
- (注13) 本書中の記載には、米国1933年証券法（Securities Act of 1933）第27A条及び米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連会社は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正する義務を負うものではありません。

1【公開買付けの内容】

(1)【対象者名】

株式会社シプレクス・ホールディングス

(2)【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式

新株予約権

- イ 平成15年6月20日開催の対象者定時株主総会及び平成15年7月24日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「第3回新株予約権」といいます。)
- ロ 平成16年6月16日開催の対象者定時株主総会及び平成16年7月26日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「第4回新株予約権」といいます。)
- ハ 平成17年6月28日開催の対象者定時株主総会及び平成17年10月26日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「第5回新株予約権」といいます。)
- ニ 平成18年6月26日開催の対象者定時株主総会及び平成19年6月14日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「第6回新株予約権」といいます。)
- ホ 平成20年6月21日開催の対象者定時株主総会及び平成21年1月15日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「第7回新株予約権」といいます。)
- ヘ 平成22年6月20日開催の対象者定時株主総会及び平成23年2月2日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「第8回新株予約権」といいます。)
- ト 平成24年6月17日開催の対象者定時株主総会及び平成24年11月28日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「第9回新株予約権」といい、第3回新株予約権、第4回新株予約権、第5回新株予約権、第6回新株予約権、第7回新株予約権、第8回新株予約権及び第9回新株予約権を総称して「本新株予約権」といいます。)

(3)【公開買付期間】

平成25年6月14日(金曜日)から平成25年8月5日(月曜日)まで(36営業日)

2【買付け等の結果】

(1)【公開買付けの成否】

本公開買付けにおいては、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(393,567株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付していましたが、応募株券等の数の合計(525,318株)が買付予定数の下限(393,567株)以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書(その後提出された公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2)【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項の規定に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成25年8月6日に報道機関に公表いたしました。

(3) 【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	525,318 (株)	525,318 (株)
新株予約権証券		
新株予約権付社債券		
株券等信託受益証券 ()		
株券等預託証券 ()		
合計	525,318	525,318
(潜在株券等の数の合計)		()

(4) 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数 (個) (a)	525,318
aのうち潜在株券等に係る議決権の数 (個) (b)	
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数 (個) (c)	
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数 (個) (d)	10,137
dのうち潜在株券等に係る議決権の数 (個) (e)	10,137
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数 (個) (f)	
対象者の総株主等の議決権の数 (平成25年3月31日現在) (個) (g)	562,135
買付け等後における株券等所有割合 ((a+d) / (g + (b-c) + (e-f)) × 100) (%)	86.90

(注1) 「対象者の総株主等の議決権の数 (平成25年3月31日現在) (個) (g)」は、対象者が平成25年6月17日に提出した第16期有価証券報告書 (以下「対象者第16期有価証券報告書」といいます。)に記載された平成25年3月31日現在の総株主等の議決権の数です。

ただし、本公開買付けにおいては、対象者普通株式 (ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを本公開買付けの対象としていたため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、(a)対象者第16期有価証券報告書に記載された平成25年3月31日現在の発行済株式総数 (589,955株)に、(b)対象者第16期有価証券報告書に記載された平成25年3月31日現在の第3回新株予約権の数 (117個)、第4回新株予約権の数 (308個)、第5回新株予約権の数 (200個)、第6回新株予約権の数 (582個)、第7回新株予約権の数 (340個)、第8回新株予約権の数 (70個)及び第9回新株予約権の数 (47,607個)の目的となる対象者普通株式の最大数 (54,064株)を加えた株式数 (644,019株)から、(c)対象者第16期有価証券報告書に記載された平成25年3月31日現在の対象者が所有する自己株式数 (27,820株)を控除した株式数 (616,199株)に係る議決権の数 (616,199個)を分母として計算しています。

(注2) 「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(5) 【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

該当事項はありません。